

平成十年十月

日

保険業法施行規則の一部を改正する命令新旧対照表（案）

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
目次 第一編（略） 第二編 保険会社等 第一章（第九章）（略） 第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等 第一節（略） 第一款、第二款（略） 第二節 保険契約者保護機構 第十一章（略） 第三編（略） 第四編（略） 附則 （保険会社の株式の保有） 第五十六条 法第六百六条第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める生命保険会社は、法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社である生命保険会社その他これに準ずるものとする。 2 法第六百六条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める損害保険会社は、法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社である損害	目次 第一編（略） 第二編 保険会社等 第一章（第九章）（略） 第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等 第一節（略） 第一款、第二款（略） 第二節 保険契約者保護基金の行つ資金援助等 第十一章（略） 第三編（略） 第四編（略） 附則 （保険会社の株式の保有） 第五十六条 法第六百六条第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める生命保険会社は、法第二百六十条第五項第二号に規定する破綻^{たん}保険会社である生命保険会社その他これに準ずるものとする。 2 法第六百六条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める損害保険会社は、法第二百六十条第五項第二号に規定する破綻^{たん}保険会社であ

保険会社その他これに準ずるものとする。

3・4 (略)

第十章 (略)

第一節 (略)

第二節 保険契約者保護機構

(機構へ加入する手続)

第二百二条 法第二百六十五条の三第二項の規定により保険契約者保護機構(以下「機構」という。)に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。

一 商号又は名称(外国保険業者の場合にあつては、当該外国保険業者の本国(法第百八十七条第一項第一号に規定する本国をいう。))の国名及び当該外国保険業者の氏名、商号又は名称)

二 資本の額又は基金の総額

三 取締役及び監査役の氏名(外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所)

四 受けようとする免許の種類

五 本店又は主たる事務所の所在地(外国保険業者の場合にあつては、日本における主たる店舗(法第百八十七条第一項第四号に規定する店舗をいう。))

六 機構への加入申請の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない

る損害保険会社その他これに準ずるものとする。

3・4 (略)

第十章 (略)

第一節 (略)

第二節 保険契約者保護基金の行つ資金援助等

第二百二条から第二百八条まで 削除

°

一 定款（外国保険業者の場合にあつては、定款又はこれに準ずる書類）

二 事業計画書

三 その他機構が必要と認める書類

（法第二百六十五条の三十四第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額）

第二百三条 法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする機構における法第二百六十五条の三十四第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額とする。

一 法第二百六十五条の三十四第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額は、負担金を納付すべき日を含む各会員の事業年度の直前の三事業年度における補償対象契約（法第二百七十条の三第二項第一号の補償対象契約をいう。以下この節において同じ。）に係る収入保険料（受再保険料（第三十三条第三項第二号に規定する受再保険料をいう。）を除く。以下この号において同じ。）の額の合計額に、定款で定める額を加算又は減算して得た額を三で除して得た額とする。ただし、直前の三事業年度の月数が三十六月に満たない会員については、決算を行った事業年度における収入保険料の額の合計額を当該事業年度の合計の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

二 法第二百六十五条の三十四第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額は、負担金を納付すべき日を含む各会員の事業年度の直前の三事業年度における年度末の補償対象契約に係る責任準備金の額（危険準備金（第六十九条第一項第三号又は第百五十条第一項第三号に規定する危険準備金をいう。第二百八条第一項第一号において同じ。）の額及び受再保険契約（第三十二条第三項第二号に規定する受再保険契約をいう。）に係る責任準備金の額は除き、第七十一条又は第百六十一条において準用する第七十一条の規定により責任準備金を積み立てていない部分に相当する額を含む。）の合計額を三（直前の二事業年度においてのみ決算を行っている会員にあつては二、直前の一事業年度においてのみ決算を行っている会員にあつては一）で除して得た額とする。

2

法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする機構における法第二百六十五条の三十四第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額とする。

一 法第二百六十五条の三十四第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額は、負担金を納付すべき日を含む各会員の事業年度の直前の事業年度におけるすべての保険契約に係る収入保険料（返戻金として定款で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の額とする。ただし、直前の事業年度の月数が十二月に満たない会員については、当該事業年度の収入保険料の額を当該事業年度の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

二 法第二百六十五条の三十四第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額は、負担金を納付すべき日を含む各会員の事業年度の直前の事業年度における年度末のすべての保険契約に係る責任準備金、支払備金（法第一百七十七条第一項又は法第九十九条において準用する法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この節において同じ。）及び社員配当準備金（第二十八条第一項第一号の社員配当準備金をいう。以下この節において同じ。）の額の合計額とする。

（保険契約の移転等における適格性の認定の申請）

第二百四条 保険会社は、法第二百六十八条第一項の規定による認定を受けようとするときは、認定申請書に次の各号に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この節において同じ。）の貸借対照表及び損益計算書（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表及び損益計算書。次条第二号において同じ。）

三 その他法第二百六十八条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当することを審査するため参考となるべき事項を記載した書類

（保険契約の引受けにおける適格性の認定の申請）

第二百五条 保険会社は、法第二百七十条第一項の規定による認定を受け

（適格性の認定の申請）

第二百九条 保険会社（外国保険会社等を含む。）は、法第二百六十七条第一項の規定による認定を受けようとするときは、認定申請書に次掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 破綻保険会社（法第二百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社をいう。）の貸借対照表及び損益計算書（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表及び損益計算書）

三 その他法第二百六十七条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当することを審査するため参考となるべき事項を記載した書類

よつとするときは、認定申請書に次の各号に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 破綻^{たん}保険会社の貸借対照表及び損益計算書

三 その他法第二百七十条第二項各号に掲げる要件のすべてに該当することを審査するため参考となるべき事項を記載した書類

(破綻^{たん}保険会社の財産評価の報告)

第二百六条 機構は、法第二百七十条の二第六項の規定による報告をするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を金融監督庁長官及び大蔵大臣に提出しなければならない。

一 破綻^{たん}保険会社の財産自己評価(法第二百七十条の二第一項に規定する財産自己評価をいう。)に係る結果

二 機構が法第二百七十条の二第四項の規定により破綻^{たん}保険会社の財産の評価を行った場合には、その内容

(補償対象契約)

第二百七条 破綻^{たん}保険会社が法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険契約は、日本における元受保険契約(保険契約のうち再保険契約を除いたものをいう。以下この節において同じ。)とする。

2 破綻^{たん}保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に

属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険の種類に属する日本における元受保険契約（第四号から第七号までに掲げる保険の種類に属する保険契約については、保険契約者が個人又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二十三条に規定する小規模企業者である保険契約に限る。）とする。

一 自動車損害賠償保障法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険（次条第二項第二号において「自動車損害賠償責任保険」という。）

二 地震保険に関する法律の規定に基づく地震保険（同項第三号において「地震保険」という。）

三 自動車保険

四 火災保険

五 火災相互保険

六 建物更新保険

七 満期戻長期保険

八 傷害保険

九 傷害相互保険

十 費用利益保険のうち医療費用保険及び介護費用保険

（特定責任準備金等）

第二百八条 破綻^{たん}保険会社が法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、契約条

件の変更の対象となる保険契約に係る次の各号に掲げるものとする。

一 責任準備金（危険準備金を除く。）

二 支払準備金

三 社員配当準備金又は契約者配当準備金（第六十四条第一項の契約者配当準備金をいう。未割当のものを除く。）

2 破綻^{たん}保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、契約条件の変更の対象となる保険契約に係る次の各号に掲げるものとする。

一 責任準備金（次号及び第三号に該当するもの及び契約者配当準備金等（第七十条第一項第四号の契約者配当準備金等をいう。）のうち未割当のものを除く。）

二 自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金

三 地震保険に係る責任準備金

四 支払準備金

五 未払金

六 社員配当準備金（未割当のものを除く。）

（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率）

第二百九条 法第二百七十条の三第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二百七条第一項に規定する保険契約 九十パーセント

二 同条第二項第一号及び第二号に掲げる保険の種類に属する保険契約
百パーセント

三 同項第三号から第十号までに掲げる保険の種類に属する保険契約
九十パーセント

(法第二百七十条の三第二項第二号に定める総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額)

第二百九条の二 法第二百七十条の三第二項第二号に定める総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 確認財産評価(法第二百七十条の三第二項第二号に規定する確認財産評価をいう。)に基づく資産の額から一般債権者の債権の額及び契約条件の変更の対象とならない保険契約の債権の額を控除した額

二 補償対象契約に係る特定責任準備金等(法第二百七十条の三第二項第一号に規定する特定責任準備金等をいう。以下この号において同じ。)の額を保険契約に係る特定責任準備金等の額で除して得た割合

(保険契約の移転等に要すると見込まれる費用の額)

第二百九条の三 法第二百七十条の三第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 保険契約の移転計画の策定に係る費用
二 移転契約の締結に係る費用

三 保険契約者等への通知に係る費用

四 公告に係る費用その他の機構が保険契約の円滑な移転のために必要と認める費用

(法第二百七十条の五第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率)

第二百九条の四 第二百九条の規定は、法第二百七十条の五第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率について準用する。

(法第二百七十条の五第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額)

第二百九条の五 第二百九条の二の規定は、法第二百七十条の五第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額について準用する。

(資金の貸付けに係る総理府令・大蔵省令で定める事項)

第二百九条の六 法第二百七十条の八第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項する。

一 受付場所

二 貸付方法(対象となる保険契約、対象となる請求権、貸付限度額、貸付利息及び返済方法をいう。)

三 受付期間

四 受付時間

五 貸付期間

六 保険契約者等が貸付けを申請する際に機構に対し提出又は提示すべき書類その他のものの名称

七 その他機構が必要と認める事項

附 則

（特例期間補償対象契約）

第一条の二 第二百七条の規定は、法附則第一条の三第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険契約について準用する。

（特定責任準備金等）

第一条の三 第二百八条の規定は、法附則第一条の三第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。

（法附則第一条の三第一項第一号及び同条第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率）

第一条の四 破綻^{たん}保険会社が、法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法附則第一条の三第一項第一号及び同条第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率は、第二百七条第一項に規定する保険契約のうち、次の各号に掲げる保険の種類に属する保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 個人年金保険 百パーセント

二 財形保険・財形年金保険 百パーセント

三 前二号に掲げる保険の種類以外の保険 九十パーセント

2 破綻^{たん}保険会社が、法第二百六十二条第二号に掲げる免許の種類

に属する免許を受けた保険会社の場合における法附則第一条の三第一項
第一号及び同条第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率
は、第二百七条第二項に規定する保険契約のうち、次の各号に掲げる保
険の種類に属する保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 自動車損害賠償保障法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険 百
パーセント

二 地震保険に関する法律の規定に基づく地震保険 百パーセント

三 傷害保険のうち年金払積立傷害保険及び財形傷害保険 百パーセン
ト

四 前三号に掲げる保険の種類以外の保険 九十パーセント

（法附則第一条の三第一項第二号及び同条第二項第二号に規定する総理
府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額）

第一条の五 第二百九条の二の規定は、法附則第一条の三第一項第二号及
び同条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところによ
り計算した額について準用する。

（法附則第一条の三第一項第三号及び同条第二項第三号に規定する総理
府令・大蔵省令で定める保険契約）

第一条の六 法附則第一条の三第一項第三号及び同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険契約は、破綻^{たん}保険会社が、法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合においては、個人保険、団体保険、医療保障保険及び就業不能保障保険に係る元受保険契約とし、破綻^{たん}保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合においては、すべての元受保険契約とする。

(法附則第一条の三第一項第三号及び同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険事故)

第一条の七 法附則第一条の三第一項第三号及び同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険事故は、生存事故(被保険者の生存に係る保険事故をいう。)とする。

(法附則第一条の三第一項第三号及び同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額)

第一条の八 法附則第一条の三第一項第三号及び同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、契約条件の変更前の保険金額又は給付金額を全額保証するために追加的に必要となる責任準備金相当額とする。

(保険契約の移転等に要すると見込まれる費用)

第一条の九 第二百九条の三の規定は、法附則第一条の三第一項第四号に

規定する保険契約の移転等に要すると見込まれる費用について準用する。	
-----------------------------------	--

改 正 案	保険業法施行規則 目次 第一編 （略） 第二編 保険会社等 第一章 通則（<u>第四条―第十四条の二</u>） 第二章・第三章 （略） 第四章 <u>子会社等</u>（<u>第五十六条―第五十八条</u>） 第五章 } 第九章 （略） 第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等 第一節 （略） 第二節 保険契約者保護機構（<u>第二百二条―第二百九条の六</u>） 第十一章 <u>保険持株会社</u>（<u>第二百十条の三―第二百十条の十五</u>） 第三編 （略） 第四編 雑則（<u>第二百四十条―第二百四十六条</u>） 附則
現 行	保険業法施行規則 目次 第一編 （略） 第二編 保険会社等 第一章 通則（<u>第四条―第十四条</u>） 第二章・第三章 （略） 第四章 <u>子会社</u>（<u>第五十六条―第五十八条</u>） 第五章 } 第九章 （略） 第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等 第一節 （略） 第二節 保険契約者保護機構 第十一章 <u>保険持株会社</u> 第三編 （略） 第四編 雑則（<u>第二百四十条―第二百四十三条</u>） 附則

(定義)

第一条 この省令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「発行済株式の総数等」、「株式等」、「子会社」、「持株会社」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、発行済株式の総数等、株式等、子会社、持株会社、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。

(会社が所有する株式等に含まない株式等)

第二条の二 法第二条第十四項（法第百七条第八項、第四十八条の二第二項、第五十六条第七項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第三項、第一百五条第三項、第一百八条第三項、第二百十条の七第九項及び第二百十条の十四第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社が所有する株式等に含まないものとされる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定

(定義)

第一条 この省令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、生命保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。

(新設)

義)に規定する証券会社をいう。以下同じ。)が業務として所有する株式等及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)とする。

2 法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

(免許申請書の添付書類)

第六条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

(免許申請書の添付書類)

第六条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 (略)

七 (略)

八 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十一条の二第五号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ホ 法第三条第一項の免許を受けようとする者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類

十 (略)

2 (略)

3 (略)

一、三 (略)

五 直近の日計表

六 (略)

七 (略)

八 (略)

2 (略)

3 (略)

一、三 (略)

(免許の審査)

十条の二 (略)

一、四 (略)

五 申請者及びその子会社等において収支が良好に推移することが見込まれること。

(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者)

第十四条 令第二条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等(破産の宣告、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があるこ

(免許の審査)

十条の二 (略)

一、四 (略)

(新設)

とにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することと同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及

び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 | 令第二条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産の宣告、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて

、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 | 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決

権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において

「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（取締役の兼職の認可の申請等）

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融監督庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 六 （略）

2 （略）

（保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式）

第十五条 （略）

2 （略）

3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第二項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（法第百十二条の二第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第三号の二）により作成しなければならない。

（取締役の兼職の認可の申請等）

第十四条 保険会社の常務に従事する取締役は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融監督庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 六 （略）

2 （略）

（保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式）

第十五条 （略）

2 （略）

3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第二項（公告すべき貸借 対照表等の要旨）に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号により作成しなければならない。

（保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式）

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四、第五、第一及び第二に準じて、並びに同法第二百八十三条第三項（計算書類の公告）の規定により公告する貸借対照表の要旨は、別紙様式第三号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第三号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）

第二十七条 法第五十八条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める金額は、当期末処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額とする。

- 一 前期繰越剰余金の額
- 二 任意積立金目的取崩額
- 三 法第五十五条第一項の基金利息の支払額
- 四 法第五十四条の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額
- 五 法第五十六条の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額
- 六 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十六条ノ三（試験研究費及び開発費の繰延べ）の規定により貸借対照表の資産の部に

（保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式）

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号第四、第五、第一及び第二に準じて、並びに同法第二百八十三条第三項（計算書類の公告）の規定により公告する貸借対照表の要旨は、別紙様式第三号第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）

第二十七条 法第五十八条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める金額は、当期末処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額とする。

- 一 前期繰越剰余金の額
- 二 任意積立金目的取崩額
- 三 法第五十五条第一項の基金利息の支払額
- 四 法第五十四条の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額
- 五 法第五十六条の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額
- 六 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十六条ノ三（試験研究費及び開発費の繰延べ）の規定により貸借対照表の資産の部に

計上した金額

七 特定取引勘定設置会社にあつては、評価利益額（法第百十二条の二第二項の評価換えによる利益の額と同条第三項の算定による同項に規定する利益相当額との合計額が、同条第二項の評価換えによる損失の額と同条第三項の算定による同項に規定する損失相当額との合計額を超える場合のその超過額をいう。）

八 次条第一項第一号に規定する社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額

（相互会社の監査報告書等の様式）

第三十一条（略）

2（略）

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する相互会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成しなければならない。

（相互会社の貸借対照表等の様式）

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）の相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四、第

計上した金額

七 次条第一項第一号に規定する社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額

（相互会社の監査報告書等の様式）

第三十一条（略）

2（略）

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する相互会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号により作成しなければならない。

（相互会社の貸借対照表等の様式）

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）の相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号第四、第五、第一及び第二に準じて、法第百八十三条第一項において準

五、第一及び第二に準じて、法第百八十三条第一項において準用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四及び第二に準じて、法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第三項（計算書類の公告）及び法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項（清算に関する準用規定）において準用する同法第二百八十三条第三項に規定する相互会社が公告しなければならない貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（資産の運用方法の制限）

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 有価証券（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされるもの及び同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物をいう。）の取得（第三号及び第九号に該当するものを除く。）

- 二 不動産の取得
- 三 金銭債権の取得
- 四 金地金の取得

用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号第四及び第二に準じて、法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第三項（計算書類の公告）及び法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項（清算に関する準用規定）において準用する同法第二百八十三条第三項に規定する相互会社が公告しなければならない貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（資産の運用方法の制限）

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされるもの及び同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物をいう。）の取得（第三号及び第九号に該当するものを除く。）

- 二 不動産の取得
- 三 金銭債権の取得
- 四 金地金の取得

五 金銭の貸付け（コールローンを含む。）

六 有価証券の貸付け

六の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条（組合契約）に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（定義）に規定する匿名組合契約に係る出資

七 預金又は貯金

八 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託

九 証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引（同法第二条第十七項に規定する有価証券先渡取引をいう。）を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

十 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項（定義）に規定する金融先物取引等

（削除）

（削除）

五 金銭の貸付け（コールローンを含む。）

六 有価証券の貸付け

六の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条（組合契約）に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（定義）に規定する匿名組合契約に係る出資

七 預金又は貯金

八 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託

九 証券取引法第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

十 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する金融先物取引等

十一 金利スワップ又は通貨スワップ取引（同一通貨又は異種通貨建の金銭（元本又は利子）を相互に定期的に交換する取引をいう。）

十二 金利先渡取引（保険会社、外国保険業者、銀行その他の金融機関、金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業者又は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める者（次号において「保険会社等」という。）との間において、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより、あらかじめ将来の特定の日（以下この号及び次号において「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（次号において「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外に

(削除)

において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下この号及び次号において「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。）

十三 為替先渡取引（保険会社等との間において、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差額に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日にお

(削除)

(削除)

十一 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引

十二 先物外国為替取引

十三 前各号に掲げる方法に準ずる方法

(法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産は、総資産(特別勘定又は積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。))を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条及び第四十八条の三において同じ。))のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式(前条第六号の二に掲げる出資を含む。)

二 不動産(不動産の取得のための資金として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを含む。)

三 外貨建資産(先物外国為替取引に係る契約等により円換算額が確定

ける現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。)

十四 先物外国為替取引

十五 非上場オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において前四号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(第十号に該当するものを除く。))をいう。)

十六 前各号に掲げる方法に準ずる方法

(資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産及び総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次のとおりとする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 総資産(特別勘定又は積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この条において同じ。))を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この号にお

しているものを除く。)

四 債券、貸付金及び貸付有価証券(金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものに限る。)

五 前条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産

2 法第九十七条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

二 前項第二号に掲げる資産 総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

三 前項第三号に掲げる資産 総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

四 前項第四号に掲げる資産 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額

五 前項第五号に掲げる資産 総資産の額に百分の三を乗じて計算した額

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産(以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。)(のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額にそれぞれ当該各号に定める割合

いて同じ。)(のうちに掲げる資産

イ 国内株式(前条第六号の二に掲げる出資を含む。)(総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

ロ 不動産(国内不動産の取得のための資金として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを含む。)(総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

ハ 外貨建資産(先物外国為替取引に係る契約等により円換算額が確定しているものを除く。)(総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

二 債券、貸付金及び貸付有価証券(金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるものに限る。)(総資産の額に百分の十を乗じて計算した額
ホ 前条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産 総資産の額に百分の三を乗じて計算した額

ヘ 次の(1)から(4)までに掲げる資産を合計したもの 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(2)に掲げる貸付金にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

(1) 同一の者が発行する社債及び株式並びにこれを担保とする貸付金

(2) 当該同一の者に対する貸付金(保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを除く。次号イ(2)において同じ。)(及び貸付有価証券

(3) 当該同一の者に対する預金(当座預金及び普通預金を除く。次号イ(3)において同じ。)(

（金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 国内株式（保険金、返戻金その他の給付金（以下この条、第五十三条、第五十九条の二、第五十九条の三、第四百四条及び第二百十条の十の二において「保険金等」という。）の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式） 百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産） 百分の三十

4 保険会社は、第二項ただし書及び前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

（当該同一人と特殊の関係にある者）

第四十八条の二 法第九十七条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該総理

(4) 当該同一の者が引受けを行った信託財産

二 特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、それぞれの特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この号において「特別勘定資産等」という。）のうち次に掲げる資産

イ 次の(1)から(4)までに掲げる資産を合計したもの 特別勘定資産等の額に百分の十（損害保険会社に係る金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合）を乗じて計算した額

(1) 同一の者が発行する社債及び株式並びにこれを担保とする貸付金

(2) 当該同一の者に対する貸付金及び貸付有価証券

(3) 当該同一の者に対する預金

(4) 当該同一の者が引受けを行った信託財産

ロ イに掲げるもののほか金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める資産特別勘定資産等の額に金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める割合を乗じて計算した額

2 保険会社は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

（新設）

府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条、次条及び第四十八条の五において「同一人自身」という。）が当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社ではない場合の次の各号に掲げる者（当該保険会社、当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社を除く。）とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ 口に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）

ニ 会社以外の者であつて、当該同一人自身の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはヘに掲げる会社（第三項において「合算会社」という。）及び二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イ、ロ、ハ又はヘに掲げる会社に該当するものを除く）

。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（以下この条において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 法第二条第十四項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

3 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する総理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからへまでに掲げる資産の額を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債及び株式（出資を含む。）

ロ 当該同一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コ

（新設）

ルローンその他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを除く。
）及び貸付有価証券

ハ 当該同一人に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。）

ニ 当該同一人が引受けを行った信託財産（当該信託財産のうち、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十条第一項の規定により、信託会社が分別して管理する有価証券を除く。）

ホ 当該同一人に対する債務の保証

ヘ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準に従い算出されるもの

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額

2

法第九十七条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額に区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（同号ロに規定する貸付金及び同号ホに規定する債務の保証（以下この条及び第四十八条の五において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロ 同一人に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて

計算した額)

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額(金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合を乗じて計算した額)

ロ 同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額(金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合を乗じて計算した額)

3 保険会社は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

(当該保険会社と特殊の関係のある者)

第四十八条の四 法第九十七条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等(令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章において同じ。)

二 当該保険会社の関連法人等(令第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。)

(新設)

(法第九十七条の二第三項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の五 法第九十七条の二第三項に規定する当該保険会社及び当該子会社等(同項前段に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は当該子会社等の同一人に対する総理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、同一人自身又は当該同一人に対する運用に係る次の各号に掲げる額を合計した額(以下この条及び次条において「合算資産運用総額」という。)とする。

一 当該保険会社について第四十八条の三第一項第一号の規定により計算した資産の運用の額

二 当該保険会社の子会社等について第四十八条の三第一項第一号の規定の例により計算した資産の運用の額

2 法第九十七条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 同一人自身に対する合算資産運用総額 当該保険会社の総資産の額及び当該子会社等の自己資本の額を合算した額(以下この項において「合算総資産等の額」という。)に百分の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額)

二 同一人に対する合算資産運用総額 合算総資産等の額に百分の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額)

(新設)

3 保険会社は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

（法第九十七条の二第三項の規定の適用に関し必要な事項）

第四十八条の六 法第九十七条の二第三項に規定する当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する資産の運用の額は、合算資産運用総額から当該同一人に係る調整対象額を控除した額とする。

2 前項に規定する調整対象額とは、当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該保険会社又は他の子会社等が保証している額その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める額をいう。

3 前条第二項第一号に規定する合算総資産等の額は、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信託による脱法行為の禁止）

第四十九条 保険会社は、金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託により、第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五の規定による制限を免れることができない。

（資産の運用制限の例外）

第五十条 保険会社は、資産の運用方法又は資産の運用額が資産の価格の変動、担保権の実行、代物弁済その他の当該保険会社の意思に基づかな

（新設）

（信託による脱法行為の禁止）

第四十九条 保険会社は、金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託により、前二条の規定による制限を免れることができない。

（資産の運用制限の例外）

第五十条 保険会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項各号に掲げる資産の運用額が資産の価格の変動、担保権の実行、代物弁済その他の

い理由により第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の規定による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該保険会社は、漸次、第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の趣旨に従って、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

（金銭債権の証書の範囲）

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する大蔵省令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

- 一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止のない特約のないものをいう。第五十三条の二第一項第一号及び第六十条の五第一号において同じ。）の預金証書

二、四 （略）

四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

五、七 （略）

八 法第九十八条第一項第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

第五十二条の二 （略）

（金融等デリバティブ取引）

当該保険会社の意思に基づかない理由により前三条の規定による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該保険会社は、漸次、前三条の趣旨に従って、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

（金銭債権の証書の範囲）

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する大蔵省令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

- 一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

二、四 （略）

五、七

第五十二条の二 （略）

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワッ

幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）

四 金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）

五 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で

取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

2 法第九十八条第一項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託の媒介又は代理とする。

（証券業務に付随する業務）

第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「投資証券」という。）の保護預り

（新設）

二 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
三 投資証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

四 投資証券の名義書換えに係る顧客の代理

五 証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約のうち、受益証券又は投資証券に係るものの締結

(証券業務の認可の申請等)

第五十二条の五 (略)

(債券の募集又は管理の受託等の認可の申請等)

第五十二条の六 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 特別勘定に属する資産（以下この号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ 資産の運用方針

ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確定である

(証券業務の認可の申請等)

第五十二条の三 (略)

(債券の募集又は管理の受託等の認可の申請等)

第五十二条の四 (略)

(保険会社の特定関係者)

第五十三条 令第十四条第一項第一号二(4)に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該生命保険会社の親法人等（令第十四条第二項に規定する親法人等をいう。次項第一号において同じ。）のいずれかに該当する外国損害保険会社等

二 当該生命保険会社が外国損害保険会社等の親法人等（令第二十九条第三項に規定する親法人等をいう。次項第二号において同じ。）のいずれかに該当する場合における当該外国損害保険会社等（前号に掲げる者を除く。）

こと。

二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 前二号に定めるもののほか、保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

三 第一号の親法人等により合計してその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この条及び第五十八条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）又は持分（以下この条及び第五十八条において「株式等」という。）を所有される損害保険会社及び外国損害保険会社等（前二号に掲げる者を除く。）。

四 前三号に掲げる者に準ずる者

2 令第十四条第一項第二号二(4)に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該損害保険会社の親法人等のいずれかに該当する外国生命保険会社等

二 当該損害保険会社が外国生命保険会社等の親法人等のいずれかに該当する場合における当該外国生命保険会社等（前号に掲げる者を除く。）。

三 第一号の親法人等により合計してその発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される生命保険会社及び外国生命保険会社等（前二号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者

3 令第十四条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者（第二号から第六号までに掲げる者については、当該生命保険会社又は当該損害保険会社の株式を所有しない者を含む。）とする。

一 当該生命保険会社又は当該損害保険会社の株式の全部又は一部を所

有する一の者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する者

三 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する者

四 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人

五 前号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人

六 第二号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人

4 法第百六条第二項の規定は、前三項に規定する者が所有し、又は所有される株式又は株式等について準用する。

(新設)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第九十八条第一項第四号に規定する金銭債権

二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第五十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 受益証券又は投資証券

2 保険会社は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 保険契約ではないこと。

二 法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体その他保険契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前条各号に規定する事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に提示しなければならない。

（証券投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第五十三条の三 保険会社は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（社内規則等）

（新設）

第五十三条の四 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条

の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定関係者との間の取引等を行つやむを得ない理由）

第五十四条 法第百条の三ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、当該取引を行わなければ当該特定保険会社の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 当該保険会社が外国保険業者を当該保険会社の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国保険業者が所在する国において当該

（新設）

（特定関係者等との間の取引等）

第五十四条 法第百条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、何らの名義によつてするかを問わず、同条第一号に規定する取引の同条の規定による禁止を免れる取引又は行為とする。

保険会社が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。」において、当該保険会社が当該外国保険業者との間で当該保険会社の本店と支店その他の営業所との間で行う取引と同様の条件の取引を行わなければ当該外国保険業者の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三 当該保険会社の特定関係者の経営の状況の悪化により当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがある場合であつて、当該保険会社が、当該保険会社の取引の通常の条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引を当該特定関係者との間で当該特定関係者の合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該保険会社がその特定関係者との間で当該保険会社の取引の通常の条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引を行うことについて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

(特定関係者等との間の取引等)

第五十四条の二 法第百条の三第二号に規定する総理府令・大蔵省で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該保険会社が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で

(新設)

、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該保険会社に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

- 二 当該保険会社が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの
- 三 何らの名義によつてするかを問わず、法第百条の三の規定による禁止を免れる取引又は行為をすること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

- 2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の二 保険会社は、法第百条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

- 2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険会社が法第百条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて公益上必要があるかどうかを審査するものとする。

第四章 子会社等

(証券専門会社の業務等)

第五十六条 法第百六条第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第五号に規定する銀行子会社等を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第十一号及び第百七条第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十一項(定義)に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

第四章 子会社

(保険会社の株式の所有)

第五十六条 法第百六条第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める生命保険会社は、法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社である生命保険会社その他これに準ずるものとする。

2 法第百六条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める損害保険会社は、法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社である損害保険会社その他これに準ずるものとする。

3 保険会社は、法第百六条第一項の規定による認可を受けよとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該認可に係る同項各号に掲げる保険会社に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ 商号及び本店の所在地

ロ 業務の内容

ハ 資本の額

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第二条第二十二号）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する認定を受けている会社

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二に規定する指定支援機関による同法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行している会社

五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けている会社であつて、その資本の額が五億円以下であるもの

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五十七条第一項第一

二 取締役及び監査役の氏名並びに従業員数

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

4 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）が当該認可の申請に係る保険会社（以下この項において「子保険会社」という。）の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な財産的基礎を有し、かつ、申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好なものであること。

二 申請保険会社が当該子保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

三 子保険会社がその人的構成等に照らし、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第六条第一項第十一号及び第一百七条第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第五号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第六十六条第一項第十一号及び第一百七条第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社（法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の

うち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第百六条第一項第十一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次条第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第百六条第一項第十二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）又は同項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第百六条第一項第九号から第十一号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第百六条第二項第五号八に規定する当該保険会社の子会社である

銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第六項に定める持株会社に
あつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれ
に附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号か
ら第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第六十二条第二項第六号八に規定する当該保険会社の子会社である
証券専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては
、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯す
る業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）
を営むもの

7 法第二条第十四項の規定は、第四項に規定する株式等について準用す
る。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第六十二条第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令
で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業
務

二 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を
行う業務

四 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行
う業務

（新設）

六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務
(第九号に該当するものを除く。)

七 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。)に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の

整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十二条第一項ただし書の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）

十七 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「親保険会社等」という。

（が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権
を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動
産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。
）が当該親保険会社等から買い取った不動産担保付債権の回収のため
に担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険会社等又は当該買
取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつている不動産を適正
な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不
動産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金
融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を
営む者が営むものに限る。）

2 | 法第六十六条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるもの
は、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当する
ものを除く。）又は事務の代行
- 二 保険募集（法第二条第二十二項に規定する保険募集をいう。以下同
じ。）
- 三 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 四 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 五 法第九十八条第一項第二号から第十一号に規定する業務（証券取引
法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第十七号、第十八号及
び第二十号に掲げる業務その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める

業務に該当するものを除く。）

六 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三（定義）に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項（届出等）に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

七 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

八 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

九 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

十 主として保険会社及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に必要な附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十一 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

十二 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

十三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

十四 有価証券の貸付け

十五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の

取扱い

十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）
（第二条第一項（定義）に規定する抵当証券業）

十八 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項（定義）に
規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結
を行うものを除く。）

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項（定義）に
規定する商品投資顧問業

二十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項（定義）
に規定する小口債権販売業

二十一 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項（定義）
（に規定する特定債権等譲受業（同条第二号（イ及びロに係る部分に
限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）

二十二 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務
提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証
票その他の物（以下この号において「証券等」という。）をこれにより
商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下
この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証
票等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事
業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者か
ら当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販
売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

二十三 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）

第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

二十四 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品（以下この号において「リース物品」という。）を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領すること
を内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと

二十五 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七

条（組合契約）に規定する組合契約を締結すること。

二十六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業（外国においてはこれと同種類のもの）

二十七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（第二条第二項（定義）に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務）

二十八 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

二十九 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

三十 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

三十一 主として保険持株会社又は子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。）に該当する会社その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

三十二 手形の引受け

三十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

三十四 両替

三十五 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務の代理（当該代理を行う会社を子会社とする銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする銀行若しくは銀行持株会社の子会社である一の銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

三十六 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

三十七 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

三十八 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

三十九 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第三十六号及び前号に該当するものを除く。）

四十 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十八号、第二十号及び第二十一号に該当するものを除く。）

四十一 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

四十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及び同項第二号から第五号までに掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。

4 法第百六条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十五号に掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

三 第二項第四十二号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第百六条第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

三 第二項第四十二号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6 法第百六条第二項第五号八に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第六号八に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五十七条 法第百六条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

(保険会社等が取得し、又は所有する株式に含めない株式等)

第五十七条 法第百六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式並びに令第十四条第三項において準用する法第百六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式並びに法第百八条第二項(法附則第

三 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

四 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

2 法第百六条第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸

五十条第三項において準用する場合を含む。）、「法第百二十八条第五項、令第二十九条第四項、第百十八条第三項、第百三十四条第四項及び第百六十六条第二項において準用する法第百六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式等並びに第五十三条第四項及び第八十五条第二項において準用する法第百六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式又は株式等は、代物弁済の受領により取得し、又は所有するもの（議決権のあるものに限る。）とする。」

(保険会社の取引等に係る特殊関係者)

第五十八条 法第百八条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める外国の会社は、保険業を行う外国の会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する外国の会社とする。

2 保険会社は、法第百八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該認可に係る同項各号に掲げる会社に関する次に掲げる事項を記載した書類

借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

二 役員の役職名及び氏名を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等（法第一百七十七条第一項に規定する基準株式数等をいう。第五十八条の三において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象保険会社等の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

イ 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

ロ 業務の内容

ハ 資本の額又は出資の総額

二 取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者の氏名並びに従業員数

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）が当該認可の申請に係る法第百八条第一項各号に掲げる外国の会社（以下この項において「海外現地法人」という。）の株式若しくは持分を取得し、又は所有するに足りる十分な財産的基礎を有し、かつ、申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好なものであること。

二 申請保険会社が当該海外現地法人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

三 海外現地法人がその人的構成等に照らし、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

二 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 当該申請時において申請保険会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

四 申請保険会社が子会社対象保険会社等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

三 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の規定による認可について準用する。

四 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第六項の規定による認可について準用する。

五 法第二条第十四項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

（新設）

四 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

五 第五十六条第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

六 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第五十八条の三 保険会社は、法第一百七条第二項ただし書の規定による基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険会社又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを

(新設)

審査するものとする。

3 法第二条第十四項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第五十八条の四 法第一百七条第四項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第四項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行又は証券専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第一百七条第四項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該保険会社が法第百四十二条の認可を受けて他の保険会社の事業の譲受けをした場合

二 当該保険会社が法第百四十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行又は証券専門会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(業務報告書)

第五十九条 法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険業を営む株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、事業方法書等の変更状況等に関する書面、貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面、相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、事業方法書等の変更状況等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、基金の償却

(新設)

(業務報告書)

第五十九条 法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険業を営む株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、事業方法書等の変更状況等に関する書面、貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面、相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、事業方法書等の変更状況等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、基金の償却

に関する書面、基金利息の支払に関する書面及び剰余金処分又は損失処理に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 法第百十条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社（次条及び第五十九条の三において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）

二 当該保険会社の関連法人等（令第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）

3 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、保険業を営む株式会社にあつては、営業概況書及び連結財務諸表、相互会社にあつては、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

4 保険会社は、やむを得ない理由により第一項又は第三項に規定する期間内に各項の業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5 保険会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

に関する書面、基金利息の支払に関する書面及び剰余金処分又は損失処理に関する書面に分けて、別紙様式第十二号により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 保険会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 保険会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定

めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあっては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各基金拠出者の基金拠出額

(3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

二 取締役及び監査役の氏名並びに役職及び職名

二 保険会社の主要な業務の内容

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

（新設）

-
- (3) 当期利益又は当期損失（相互会社にあつては当期剰余又は当期損失）
- (4) 資本金及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金の総額）
- (5) 純資産額（株式会社である損害保険会社に限る。）
- (6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
- (7) 責任準備金残高
- (8) 貸付金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率
- (11) 配当性向（株式会社である損害保険会社に限る。）
- (12) 相互会社にあつては、第二十七条の規定により計算した額に占める第二十八条第一項に規定する社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
- (13) 従業員数
- (14) 保有契約高（損害保険会社にあつては、正味収入保険料の額）
- ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項
- 四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の体制
- ロ 法令遵守の体制
- 五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
-

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面

(相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面)

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻^{たん}先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸付金

(2) 延滞債権(未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。)に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(1)及び(2)に掲げるものを除く。以下同じ。)に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。以下同じ。)に該当する貸付金

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第三十号各号に掲げる額を含む。）

二 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

(3) 金融先物取引等

(4) 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
(5) 先物外国為替取引

(6) 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十四項から第十六項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

(7) 証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。）

ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ヘ 貸付金償却の額

ト 法第一百一十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
チ 保険会社が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失

処理計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面）について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 法第百十一条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社及びその子会社等（法第百十一条第二項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ 保険会社及びその子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成

ロ 保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 保険会社が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に對する割合

(7) 保険会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合

（新設）

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における業務の概況

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。

以下同じ。）における次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失（保険会社が相互会社である場合には、当期剰余又は当期損失）

(4) 純資産額

(5) 総資産額

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権に該当する貸付金

(2) 延滞債権に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金

ハ 保険会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

ニ 保険会社及びその子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事

業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 法第百十一条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所は、前条第二項に規定する場所とする。

第五十九条の四 法第百十一条第一項及び第二項の規定により作成した説明書類は、当該保険会社の事業年度経過後五月以内にその縦覧を開始し、説明書類ごとに、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 保険会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(上場株式の評価益の積立て)

第六十一条 (略)

(特定取引)

第六十一条の二 法第百十二条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 法第百十二条の二第一項第二号に掲げる目的で行う有価証券の売買(国債、地方債、政府保証債(以下この条、第六十一条の七及び第六十一条の八において「国債等」という。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券(以下この条において「特定取引債券」という。))又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。)、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引(第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。)

二 国債等の引受け(国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第六十一条の七及び第六十一条

(上場株式の評価益の積立て)

第六十一条 (略)

(新設)

の八において、「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。）

四 金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。第六十一条の五において同じ。）に限る。）の取得又は譲渡

五 金利先渡取引
六 為替先渡取引

七 先物外国為替取引

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十 商品デリバティブ取引

十一 クレジットデリバティブ取引

十二 スワップ取引

十三 オプション取引

十四 法第九十八条第一項第十号の規定により営むことができる有価証券店頭デリバティブ取引

十五 法第九十九条第一項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

（特定取引勘定設置の認可申請等）

第六十一条の三 保険会社は、法第百十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

三 時価等の算定（法第百十二条の二第二項の規定により時価を付すこと又は同条第三項の規定により算定することを含む。以下この条及び第八十五条において同じ。）を行う部署の名称を記載した書類

四 取引の種類ごとの時価等の算定の方法に関する事項を記載した書類

五 時価等の算定の基礎となる資料の作成及びその保存に関する事項を記載した書類

六 特定取引勘定に係る帳簿書類の種類を記載した書類

七 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

八 内部取引（一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第五号から第十四号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。）を行う場合（内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。）の取扱いに関する事項を記載した書類

（新設）

2 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、前項各号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 時価等の算定の方法が公正なものであること。

二 時価等の算定に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

三 特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と区別され特定取引勘定に適切に経理されるものであること。

四 内部取引を行う場合の取扱いが前三号に掲げる基準に照らして適切なものであること。

(勘定間振替の禁止)

第六十一条の四 特定取引勘定設置会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

2 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十一条の二第一号から第四号まで及び第十五号に掲げる取引を含むものとする。

(特定取引勘定に経理する財産)

(新設)

第六十一条の五 法第百十二条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金の預金証書（外国の法人が発行するものを除く。）

二 円建銀行引受手形

三 法第九十八条第一項第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定取引の対象となる財産に付すべき時価）

第六十一条の六 法第百十二条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。以下この条及び第六十一条の八において同じ。）に上場されている有価証券（同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 営業年度終了の日の証券取引所における最終価格に基づき算出した価格

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券及び有価証券以外の財産 営業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格

（営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引）

第六十一条の七 法第百十二条の二第三項に規定する特定取引のうち総理

（新設）

（新設）

（新設）

府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買のうち次に掲げる取引

イ 有価証券を有しないでその売付けをする取引（次条において「有価証券の空売り」という。）

ロ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引（次条において「選択権付債券売買」という。）

ハ 有価証券先物取引（証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。次条において同じ。）

二 有価証券店頭デリバティブ取引

三 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

四 国債等の引受け

五 資産対応証券の引受け

六 金融先物取引等

七 店頭金融先物取引

八 金利先渡取引

九 為替先渡取引

十 先物外国為替取引

十一 直物為替先渡取引

十二 商品デリバティブ取引

十三 クレジットデリバティブ取引

十四 スワップ取引

十五 オプション取引

(利益相当額又は損失相当額)

第六十一条の八 法第百十二条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特定取引の利益相当額又は損失相当額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の空売り 売り付けた有価証券に係る第六十一条の六に規定する時価から当該売り付けの価格を控除した額

二 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 証券取引所における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第八項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確認の場合は、金利、通貨の価格、商品の価格、有価証券市場における相場その他の指標(次号において「指標」という。)の予想される数値に基づき算出される金額)

(新設)

を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

六 選択権付債券売買、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（価格変動準備金対象資産）

第六十五条 法第百十五条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第九十九条第一項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。

一五 （略）

（届出事項等）

第八十五条 法第百二十七条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一三 （略）

（価格変動準備金対象資産）

第六十五条 法第百十五条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産及び法第九十九条第一項に掲げる業務に係る資産は含まないものとする。

一五 （略）

（届出事項等）

第八十五条 法第百二十七条第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一三 （略）

四 第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社しようとする場合

五 保険会社を子会社とする者に変更があつた場合

六 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなつたこと又は子会社対象保険会社等に該当しない子会社となつたことについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二各号に掲げる事由により、国内の会社（法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第八号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有しようとする場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第一百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた

四 一の会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。第六号において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。第六号において同じ。）又は持分（次号において「株式等」という。）を取得し、又は所有しようとする場合（法第一百六条第一項又は法第一百八条第一項の規定による認可を受けて当該認可に係る行為をしようとする場合を除く。）

五 保険会社の子会社（法第二百二十八条第四項に規定する会社をいう。第七号において同じ。）の株式を取得し、又は所有しようとする場合
六 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に変更があつた場合

七 保険会社に係る子会社が商号、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合

場合

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなった国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなった場合

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第二項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（次号及び第七号の六において特殊関係者という。）を新たに有することとなった場合

七の五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

八十八 （略）

十八の二 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類又は時価等の算定の方法を変更しようとする場合

十八の三 保険会社が法第一百一十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

十九 保険会社又はその子会社（第五項において「保険会社等」という。）において不祥事件が発生したことを知った場合

2 法第二条第十四項の規定は、前項第七号から第七号の六までに規定する株式等について準用する。

3 6 （略）

八十八 （略）

十九 保険会社又はその法第二百二十八条第四項に規定する子会社（法第一百六条第一項の規定に基づく子会社を除く。）（第五項において「保険会社等」という。）において不祥事件が発生したことを知った場合

2 法第一百六条第二項の規定は、前項第四号から第六号までに規定する株式又は株式等について準用する。

3 6 （略）

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。)に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスクをいう。第百六十二条において同じ。)に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからホまで

(健全性維持のための措置に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一項に規定する保険会社の資本、基金、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七 (略)

(通常の予測を超える危険に相当する額)

第八十七条 法第百三十条第一項に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額は、次に掲げる額を基礎として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。)に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスクをいう。第百六十二条において同じ。)に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に相当する額として次のイからホまで

に掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務の不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ハ 関連会社リスク（関連会社への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第六十二条において同じ。）に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ニ オフバランス取引リスク（証券取引法第二条第十三項（定義）の有価証券先物取引、第四十七条第十号から第十二号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第六十二条において同じ。）に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ホ イからニまでのリスクに準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて前三号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前三号に相当する額に基づき金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

に掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務の不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ハ 関連会社リスク（関連会社への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第六十二条において同じ。）に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ニ オフバランス取引リスク（証券取引法第二条第十三項（定義）の有価証券先物取引、第四十七条第十号から第十二号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第六十二条において同じ。）に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ホ イからニまでのリスクに準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて前三号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に相当する額として、前三号に相当する額に基づき金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

(保険契約の移転の効力)

第九十二条 (略)

2 移転先会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額(外国保険会社等の場合にあつては、第四百四十条第一項及び第三項並びに第四百四十条の三第一項に掲げる資産の運用額)が保険契約の移転とともにする財産の移転を受けたことにより第四十七条から第四十九条までの規定(外国保険会社等の場合にあつては、第三百三十九条、第四百四十条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条の規定)において同じ。)による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該移転先会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 (略)

一六 (略)

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)(第十六条第二項の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書類)

(保険契約の移転の効力)

第九十二条 (略)

2 移転先会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項各号に掲げる資産の運用額(外国保険会社等の場合にあつては、第四百四十条第一項各号に掲げる資産の運用額)が保険契約の移転とともにする財産の移転を受けたことにより第四十七条から第四十九条までの規定(外国保険会社等の場合にあつては、第三百三十九条及び第四百四十条並びに第六十条において準用する第四十九条の規定)において同じ。)による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該移転先会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 (略)

一六 (略)

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)(第十六条(営業の譲受け等の制限)において準用する同法第十五条第二項(会社合併の事前届出)の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたこ

八 当該事業譲渡等を行った後における保険会社が子会社等（法第九十

七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第百
五条において同じ。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会
社等の収支の見込みを記載した書類

九 当該事業の譲渡により当該保険会社の子会社が子会社でなくなる場
合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、
当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十一 当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の会社の
株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合
には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 （略）

2 （略）

3 法第二条第十四項の規定は、第一項第十一号に規定する株式等につい
て準用する。

（合併の認可の申請）

第百五条 （略）

一〇十八 （略）

十九 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が当
該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対
象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

二十 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が子

とを証する書面

ハ （略）

2 （略）

（合併の認可の申請）

第百五条 （略）

一〇十八 （略）

会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

二十一 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 (略)

2 (略)

3 法第二条第十四項の規定は、第一項第二十一号に規定する株式等について準用する。

(外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類)
第百十八条 (略)

一四 (略)

五 法第百八十五条第一項の免許を申請する外国保険業者を子会社とする者の商号、名称又は氏名及びその所有する株式等の数又は額を記載した書面

六 (略)

2 (略)

3 法第二条第十四項の規定は、第一項第五号に規定する株式等について準用する。

十九 (略)

2 (略)

(外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類)
第百十八条 (略)

一四 (略)

五 法第百八十五条第一項の免許を申請する外国保険業者の発行済株式(議決権のあるものに限り)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限り)又は持分(以下この条において「株式等」という。)を所有している者の商号、名称又は氏名及びその所有する株式等の数又は額を記載した書面

六 (略)

2 (略)

3 法第百六条第二項の規定は、第一項第五号に規定する株式等について準用する。

(供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百二十七条 令第二十五条に規定する総理府令・大蔵省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 (略)

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第二百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第九十二条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融監督庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 五 (略)

2 (略)

(特殊関係者との間の取引等に係るやむを得ない理由)

第百三十四条 法第九十四条ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該外国保険会社等が当該外国保険会社等の取引の通常の条件に照

(供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百二十七条 令第二十五条に規定する総理府令・大蔵省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項(定義)に規定する外国為替銀行

五 (略)

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第二百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第九十二条第三項において準用する法第八条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融監督庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 五 (略)

2 (略)

(外国保険会社等の取引等に係る特殊関係者)

第百三十四条 令第二十九条第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国生命保険会社等の親法人等(令第二十九条第三項に規定す

らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を、当該外国保険会社等の特殊関係者（法第九十四条本文に規定する特殊関係者をいう。以下この条及び第三百三十五条において同じ。）に該当する特定保険会社（第五十四条第一号に規定する特定保険会社をいう。）との間で行う場合において、当該取引を行わなければ当該特定保険会社の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 当該外国保険会社等の特殊関係者の経営の状況の悪化により当該外国保険会社等の経営の健全性を損なうおそれがある場合であつて、当該外国保険会社等が、当該外国保険会社等の取引の通常 conditions に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を当該特殊関係者との間で当該特殊関係者の合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引を行うことが当該特殊関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該外国保険会社等がその特殊関係者との間で当該外国保険会社等の取引の通常 conditions に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を行うことについて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

る親法人等をいう。次項第一号において同じ。）のいずれかに該当する損害保険会社

二 当該外国生命保険会社等が損害保険会社の親法人等（令第十四条第三項に規定する親法人等をいう。次項第二号において同じ。）のいずれかに該当する場合における当該損害保険会社（前号に掲げる者を除く。）

三 第一号の親法人等により合計してその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又はその出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下この条において「株式等」という。）を所有される損害保険会社及び外国損害保険会社等（前二号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者

2 令第二十九条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国損害保険会社等の親法人等のいずれかに該当する生命保険会社

二 当該外国損害保険会社等が生命保険会社の親法人等のいずれかに該当する場合における当該生命保険会社（前号に掲げる者を除く。）

三 第一号の親法人等により合計してその発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される生命保険会社及び外国生命保険会社等（前二号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者

(外国保険会社等の特殊関係者との間の取引等の承認の申請等)
第百三十四条の二 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当

- 3 令第二十九条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者(第二号から第六号までに掲げる者については、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等の株式等を所有しない者を含む。)とする。
- 一 当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等の株式等の全部又は一部を所有する一の者
 - 二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する者
 - 三 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する者
 - 四 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人
 - 五 前号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人
 - 六 第二号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人
- 4 法第百六条第二項の規定は、前三項に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

(外国保険会社等の特殊関係者との間の取引等の承認の申請等)
第百三十四条の二 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当

該申請をした外国保険会社等が法第百九十四条各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特殊関係者等との間の取引等）

第百三十五条 法第百九十四条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特殊関係者の顧客との間で行う取引で、当該外国保険会社等が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特殊関係者の顧客と同様であると認められる当該特殊関係者の顧客以外の者との間で、当該特殊関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該外国保険会社等に不利な条件で行われる取引（当該特殊関係者と当該特殊関係者の顧客が当該特殊関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件にしているものに限る。）

二 当該外国保険会社等が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特殊関係者と同様であると認められる当該特殊関係者以外の者との間で、当該特殊関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該特殊関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第百九十四条の規定による禁止を免れる取引又は行為

該申請をした外国保険会社等が法第百九十四条各号に掲げる取引又は行為をすることについて公益上必要があるかどうかを審査するものとする。

（特殊関係者等との間の取引等）

第百三十五条 法第百九十四条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、何らの名義によつてするかを問わず、同条第一号に規定する取引についての同条の規定による禁止を免れる取引又は行為とする。

（法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）

第百四十条 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産は、日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。）

二 不動産（不動産の取得のための資金として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを含む。）

三 外貨建資産（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額が確定しているものを除く。）

四 債券、貸付金及び貸付有価証券（金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるものに限る。）

五 第四十七条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産

2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

（外国保険会社等の資産の運用額の制限）

第百四十条 法第百九十九条において準用する法第九十七条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産及び総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次のとおりとする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる資産

イ 国内株式（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。） 日本における総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

ロ 不動産（国内不動産の取得のための資金として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを含む。） 日本における総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

ハ 外貨建資産（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額が確定しているものを除く。） 日本における総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

二 債券、貸付金及び貸付有価証券（金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるものに限る。） 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額

ホ 第四十七条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産 日本における総資産の額に百分の三を乗じて計算

二 前項第二号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

三 前項第三号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

四 前項第四号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額

五 前項第五号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の三を乗じて計算した額

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四百四十条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額にそれぞれ当該各号に定める割合（金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合）を乗じて計算した額を限度とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合はこの限りでない。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式） 百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち外国通貨以外の通貨建資産） 百分の三十

4 外国保険会社等は、第二項ただし書及び前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記

した額

へ 次の(1)から(4)までに掲げる資産を合計したもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（(2)に掲げる貸付金にあつては、日本における総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

(1) 同一の者が発行する社債及び株式並びにこれを担保とする貸付金

(2) 当該同一の者に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他の金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを除く。次号イ(2)において同じ。）及び貸付有価証券

(3) 当該同一の者に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。次号イ(3)において同じ。）

(4) 当該同一の者が引受けを行つた信託財産

二 特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、それぞれの特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この号において「特別勘定資産等」という。）のうち次に掲げる資産

イ 次の(1)から(4)までに掲げる資産を合計したもの 特別勘定資産等の額に百分の十（損害保険会社に係る金融監督庁長官及び大蔵大臣

が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合）を乗じて計算した額

(1) 同一の者が発行する社債及び株式並びにこれを担保とする貸付金

載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

(当該同一人と特殊の関係にある者)

第四百四十条の二 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者は、第四十八条の二第一項各号に規定する者とする。

(法百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百四十条の三 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する総理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからヘまでに掲げる資産の額を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債及び株式(出資を含む。)

(2) 当該同一の者に対する貸付金及び貸付有価証券

(3) 当該同一の者に対する預金

(4) 当該同一の者が引受けを行った信託財産

ロ イに掲げるもののほか金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める資産特別勘定資産等の額に金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める割合を乗じて計算した額

2 外国保険会社等は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

- ロ 当該同一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを除く。）及び貸付有価証券
- ハ 当該同一人に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。）
- ニ 当該同一人が引受けを行った信託財産（当該信託財産のうち、信託業法第十条第一項の規定により、信託会社が分別して管理する有価証券を除く。）
- ホ 当該同一人に対する債務の保証
- ヘ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準に従い算出されるもの
- 二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからへまでに掲げる資産を合計した額
- 2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 外国保険会社等は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

- 2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融監督庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 一 前号第一項に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（同号ロに規定する貸付金及び同号ホに規定する債務の保証（次号において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）
- ロ 同一人に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分

(金融等デリバティブ取引)

第百四十二条の三 法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第五十二条の三第一項に規定するものとする。

2 法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第五十二条の三第二項に規定するものとする。

(証券業務に付随する業務)

第百四十二条の四 法第百九十九条において準用する法第九十九条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第五十二条の四に規定するものとする。

の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

二 前項二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額

ロ 同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額(金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める資産にあつては、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める割合を乗じて計算した額)

(新設)

(新設)

(業務報告書)

第四百四十三条 法第九十九条において準用する法第一百条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、事業の方法書等の変更状況等に関する書面、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書に分けて、別紙様式第十五号（第六十六条第一項第十号に掲げる場合に該当し、法第二百九条の規定による届出を行った外国保険会社等（以下「特定取引勘定届出外国保険会社等」という。）にあつては、別紙様式第十五号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

2・3 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百四十三条の二 法第九十九条において準用する法第一百一条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項（日本語で記載されたものに限る。）とする。

一 外国保険会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ 日本における代表者の氏名及び職名

ロ 外国保険会社等の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株式等の保有者が法人その他の団体である場合には、その名称）

(業務報告書)

第四百四十三条 法第九十九条において準用する法第一百条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、事業の方法書等の変更状況等に関する書面、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書に分けて、別紙様式第十五号により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(2) 株式等の各保有者が有する株式等の数又は額

(3) 発行済株式等の総数等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合

二 外国保険会社等の日本における直近の事業年度における業務の概況

三 外国保険会社等の日本における直近の二事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四 前各号に定めるもののほか、第五十九条の二第二号から第五号までに規定する事項に準じた事項

2 外国保険会社等は、前項に規定する事項を記載した説明書類に加え、当該外国保険会社等又は当該外国保険会社等を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立された会社（次項において「外国保険会社持株会社」という。）の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国保険会社等の日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国保険会社等は、当該書類に加え、当該外国保険会社等又は外国保険会社持株会社に係る営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国保険会社等の日本における支店等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第百九十九条において準用する法第百十一条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所は、外国保険会社等の日本における支店等

（外国保険会社等の日本における支店を除く。）とする。

第四百四十三条の三 法第九十九条において準用する法第一百一十一条第一項の規定により作成した説明書類（前条第二項及び第三項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）は、当該外国保険会社等の日本における事業年度経過後六月以内にその縦覧を開始し、説明書類等ごとに、当該日本における事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 外国保険会社等は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類等の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 外国保険会社等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国保険会社等が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等

（新設）

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の三及び第五十二条の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等

が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは、「第七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは、「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは、「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条」条において準用する第四十九条」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは、「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは、「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「期末簿価」とあるのは、「日本における事業年度に係る決算期の簿価」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは、「日本

が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「前二条」とあるのは、「第三百三十九条及び第四百十条」と、第五十条中「第四十八条第一項各号」とあるのは、「第四百十条第一項各号」と、「前三条」とあるのは、「第三百三十九条及び第四百十条並びに第六十条」において準用する第四十九条」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは、「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは、「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「期末簿価」とあるのは、「日本における事業年度に係る決算期の簿価」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは、「日本における

における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の七週間前（商法特例法第二条各号（会計監査人の監査）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する保険会社にあつては、八週間前）」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と読み替えるものとする。

第三節 監督

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の七週間前（商法特例法第二条各号（会計監査人の監査）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する保険会社にあつては、八週間前）」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と読み替えるものとする。

第三節 監督

（健全性維持のための措置に用いる供託金等）

第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生しうる危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスクに対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(日本において有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務の不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

一七 (略)

(通常の予測を超える危険に相当する額)

第六十二条 法第二百二条第一項に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生しうる危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額は、次に掲げる額を基礎として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスクに相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に相当する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。)に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(日本において有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務の不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)に相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

八 関連会社リスクに対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

二 オフバランス取引リスクに対応する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ホ イから二までのリスクに準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

四 日本における経営管理リスク（日本における業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて前三号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前三号に相当する額に基づき金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国保険会社等を子会社とする者に変更があつた場合

二 六 （略）

六の二 特定取引勘定届出外国保険会社等において、特定取引として経理しようとする取引の種類又は時価等の算定の方法を変更しようとする場合

六の三 外国保険会社等が法第百十一条の二第一項に規定する特定取引

八 関連会社リスクに相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

二 オフバランス取引リスクに相当する額として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

ホ イから二までのリスクに準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

四 日本における経営管理リスク（日本における業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて前三号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に相当する額として、前三号に相当する額に基づき金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国保険会社等の発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する者に変更があつた場合

二 六 （略）

勘定に類する勘定を設けようとする場合

六の四 外国保険会社等が法第九十九条で準用する法第一百一十一条第一項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

七 (略)

2 | (略)

3 | (略)

4 | (略)

5 | (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の総理府令

・大蔵省令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七 (略)

2 法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、第六十二条各号に掲げる額を基礎として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額とする。

3 (略)

七 (略)

2 | 法第六十六条第二項の規定は、前項第一号に規定する株式等について準用する。

3 | (略)

4 | (略)

5 | (略)

6 | (略)

(健全性維持のための措置に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一項に規定する供託金その他の総理府令

・大蔵省令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七 (略)

2 法第二百二十八条第一項に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額は、第六十二条各号に掲げる額を基礎として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより計算した額とする。

3 (略)

第十一章 保険持株会社

(会社が所有する株式等に含まない株式等)

第二百十條の二 法第二百七十一條の二第二項後段(第二百十條の七第八項及び第二百十條の十四第三項において準用する場合を含む。)の規定により、会社が所有する株式等(法第二百七十一條の二第二項前段に規定する株式等をいう。以下同じ。)に含まないものとされる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券会社(証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。)が業務として所有する株式等とする。

2 法第二百七十一條の二第二項後段の規定により、信託財産である株式等で会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第十七條の二(議決権等の指図行使)の規定により当該会社が同法第二条第四項(定義)に規定する委託会社として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十條の三 保険会社を子会社(法第二百七十一條の二第二項に規定

第二百十條の二 削除

第十一章 保険持株会社

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十條の三 保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は

、法第二百七十一条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一五 (略)

25 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 法第二百七十一条の六第一項第九号イに規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務
(第十号に該当するものを除く。)

七 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。

をいう。以下同じ。)とする持株会社(法第二百七十一条の二第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。)になろうとする会社は、法第二百七十一条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一五 (略)

25 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 法第二百七十一条の六第一項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 主として保険会社(保険業を行う外国の会社を含む。以下この項において同じ。)のために営むものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める要件を満たすもの

二 保険会社の保険業に係る業務の代理(第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)

三 主として証券会社又は法第二百七十一条の六第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社のために営むものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める要件を満たすもの(第1号に掲げる業務を除く。)

四 保険募集

務

八 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十二条第一項ただし書の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

五 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

六 保険募集を行う者の教育を行う業務

七 法第九十八条第一項第二号から第五号までに規定する業務（証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務、第十七号から第十九号まで及び第三十八号に掲げる業務その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める業務に該当するものを除く。）

八 金融先物取引法第二条第七項（定義）に規定する金融先物取引等

九 金融先物取引法第二条第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等

十 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）で業として行つもの

十一 手形の引受け

十二 有価証券の貸付け

十三 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十五 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十六 両替

十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）（第二条第一項（定義）に規定する抵当証券業

十八 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項（定義）に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）

十七 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務
（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「兄弟保険会社等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟保険会社等から買い取った不動産担保付債権の回収の

を行うものを除く。）

十九 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項（定義）に規定する小口債権販売業

二十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項（定義）に規定する特定債権等譲受業（同項第二号に掲げる行為を行う営業を除く。）

二十一 それと引き換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物（以下この号において「証券等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

二十二 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項（定義）に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務（金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるものを除く。）

二十三 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品（以下この号において「リース物品」という。）を使用させる業務

ために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟保険会社等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となっている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

イ リース物品を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを含むものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないものであること。

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を払込みにより取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債を払込みにより取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条（組合契約）に規定する組合契約を締結すること。

二十五 証券投資信託法第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託の委託業務

二十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第七十四号）第二条第二項（定義）に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

-
- 二十七 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（第五条の三（定義））に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項（届出等）に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務
- 二十八 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務
- 二十九 事故その他の危険の発生を防止し、又は危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るための調査、分析又は助言を行う業務
- 三十 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務
- 三十一 主として保険会社及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- 三十二 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務
- 三十三 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
- 三十四 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務
- 三十五 主として保険持株会社又は法第二百七十一条の六第一項各号に掲げる会社の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務
- 三十六 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務
- 三十七 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝、調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務
- 三十八 民法第六百六十七条（組合契約）に規定する組合契約又は商法
-

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の六第一項第九号に掲げる会社には該当しない。

一 当該会社が当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であること。

二 当該会社が当該業務、前項各号及び第五十六条の二第二項第二号から第五号までに掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか、他の業務を営まないこと。

3 法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、第五十六条第二項に規定する株式会社とする。

第五百三十五条（定義）に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十八号から第二十号に該当するものを除く。）

三十九 その他第四号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

四十 第二号又は第四号から第三十八号までに掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む場合に限る。）

2 前項第二号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の六第一項第六号に掲げる会社には該当しない。

一 当該会社が当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であること。

二 当該会社が当該業務、前項第一号及び同項第四号から第七号までに掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか、他の業務を営まないこと。

3 法第二百七十一条の六第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、証券取引法第二条第十一項（定義）に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七条第一項（目的等）に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条（定義）に規定する中小企業者であつて、設立

前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険持株

の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額
ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第二条第二十二号（定義））に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条（定義）に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるものの

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項（研究開発等事業計画の認定）に規定する認定を受けている会社

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二（指定）に規定する指定支援機関による同法第十四条の四（基金）に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行している会社

五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四十一条（実施計画の認定）に規定する認定を受けている会社であつて、その資本の額が五億円以下であるもの

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険持株

会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により取得されたとき（当該株式会社の株式が当該保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当する。

5 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た株式の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式を処分したときは、この限りではない。

会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により取得されたとき（当該株式会社の株式が当該保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の六第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当する。

5 前二項の規定にかかわらず、第一項第二十四号に掲げる業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の六第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た株式の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式を処分したときは、この限りではない。

6 法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める割合は、百分の三十五とする。

7 法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第二百七十一条の六第一項第十一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第二百七十一条の六第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）。

二 法第二百七十一条の六第一項第九号及び第十号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの。

6 法第二百七十一条の六第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める割合は、百分の三十五とする。

7 法第二百七十一条の六第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第一項第二十四号に掲げる業務を専ら営む会社とする。

三 法第六十六条第二項第五号八に規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号までを除く。）を営むもの

四 法第六十六条第二項第六号八に規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの

9 法第二条第十四項の規定は、第五項に規定する株式について準用する。

（保険持株会社に係る業務報告書）

第二百十条の十 法第二百七十一条の八第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。第二百十条の十四において同じ。）にあつては、営業年度終了後六月以内）に金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の八第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める

8 法第二百七十一条の二第二項後段の規定は、第五項に規定する株式について準用する。

（保険持株会社に係る業務報告書）

第二百十条の十 法第二百七十一条の八第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の二により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。第二百十条の十四において同じ。）にあつては、営業年度終了後六月以内）に金融監督庁長官に提出しなければならない。

特殊の関係のある会社（次条において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）

二 当該保険会社の関連法人等（令第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）

3 保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

5 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険持株会社が業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の九第一項に規定する総理府令・

大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の九第一項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体

2 保険持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険持株会社が業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（新設）

制を含む。）

ロ 資本金及び発行済株式の総数

ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ニ 取締役及び監査役の氏名及び役職名

二 保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事業所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 保険持株会社が所有する子会社等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業又は事業年度における営業又は事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4) 純資産額

(5) 総資産額

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻^{たん}先債権に該当する貸付金

(2) 延滞債権に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金

ハ 保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

2 前項の規定にかかわらず、外国所在保険持株会社は、当該外国所在保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在保険持株会社に関する営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 法第二百七十一条の九第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所は、当該保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）

第二百十条の十の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の九第一項の規定により作成した書類（外国所在保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該保険持株会社の営業年度経過後六月以内に

開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類等の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険持株会社が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(保険持株会社の営業報告書等の記載事項)

第二百十條の十一 法第二百七十一條の十の規定による営業報告書は、別紙様式第十五号の四により作成しなければならない。

2 法第二百七十一條の十の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号の五により作成しなければならない。

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一條の十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

(保険持株会社の営業報告書等の記載事項)

第二百十條の十一 法第二百七十一條の十の規定による営業報告書は、別紙様式第十五号の三により作成しなければならない。

2 法第二百七十一條の十の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号の四により作成しなければならない。

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一條の十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 その他法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第二項の規定による営業の譲渡又は譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 その他法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査について準用する。

(届出事項)

第二百十条の十四 法第二百七十一条の十七第七号に規定する総理府令・

一〇十三 (略)

十四 その他法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第二項の規定による営業の譲渡又は譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 その他法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第三項において準用する法第二百七十一条の四に規定する審査について準用する。

(届出事項)

第二百十条の十四 法第二百七十一条の十七第七号に規定する総理府令・

大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一六 (略)

七 その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数の株式等が一の会社により取得又は所有されることとなった場合

八 (略)

九 保険持株会社が法第二百七十一条の九第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

2 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十一条の十七の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する営業報告書及び附属明細書又は前項第九号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

3 法第十四項の規定は、第一項第七号に規定する株式等について準用する。

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一三 (略)

大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一六 (略)

七 その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数の株式等が一の会社により取得又は所有されることとなった場合

八 (略)

2 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十一条の十七の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第八号に掲げる場合にあつては、同号に規定する営業報告書及び附属明細書）を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

3 法第二百七十一条の二第二項後段の規定は、第一項第七号に規定する株式等について準用する。

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一三 (略)

第二百四十三条（略）

（財務局長による届出の受理）

第二百四十三条の二 令第四十六条第七項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第二百七条第七号の規定による届出のうち第八十五条第一項第十九号に規定する場合にするもの（生命保険募集人及び損害保険代理店に関するものに限る。）とする。

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣、金融監督庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの省令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一（略）

二 法第八条第二項の規定による取締役の兼職の認可 三十日

三 七（略）

八 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日

九 法第百六条第四項の規定による子会社の認可 九十日

十 法第百十二条の二第一項の規定による特定取引勘定の設置の認可 三十日

第二百四十三条（略）

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣、金融監督庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの省令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一（略）

二 法第八条の規定による取締役の兼職の認可 三十日

三 七（略）

八 法第百六条第一項の規定による保険会社の株式の取得又は所有の認可 三十日

九 法第百七条ただし書の規定による子損害保険会社等又は子生命保険会社等との間の取引等の承認 三十日

十 法第百八条第一項の規定による海外現地法人の株式等の取得又は所有の認可 六十日

十一、二十四
(略)

十一、二十四
(略)